

COVID-19で求められる国立医療の検証 — 感染症専門看護師・各職域 —

座長 下村登規夫[†]第74回国立病院総合医学会
(2020年10月17日～11月14日
WEB開催)

IRYO Vol. 76 No. 3 (169-172) 2022

要旨

新型コロナウイルスは、2019年12月に中華人民共和国湖北省武漢市で発生した新種のコロナウイルスで、2020年3月11日にはWHOがパンデミックを宣言した。国際感染症は、政策医療分野の一領域であり、日本国内でのパンデミックは国難となりえる重大事態となった。今回の学会開催において、COVID-19に対するすべてがわかったわけではないが、緊急シンポジウムとして各職域（医療安全管理・感染症看護専門看護師（Infection Control Nurse : ICN）・薬剤師・臨床検査・放射線科・療育関連）からの対策についての講演をいただくこととした。これらの講演により、今後の各病院における全職域での連携強化の必要性を理解していただくことが重要であり、このシンポジウムが、その一助となれば幸いである。

なお、シンポジウム報告に際して、シンポジウムから、1年を超えていること、シンポジストの中に連絡できない方がいらっしゃることを踏まえて、このシンポジウムは、発表時の抄録を再度掲載し、シンポジストを列挙させていただくことで、Editorialとしてののみ、報告させていただくこととした。

キーワード COVID-19, 医療安全管理, 感染症専門看護師 (ICN), 薬剤師, 臨床検査

はじめに

新型コロナウイルスは、2019年12月に中華人民共和国湖北省武漢市で発生した新種のコロナウイルスで、2020年3月11日にはWHOがパンデミックを宣言した。国際感染症は、政策医療分野の一領域であり、日本国内でのパンデミックは国難となりえる重大事態となった。今回の学会開催において、COVID-19に対するすべてがわかったわけではないが、緊急シンポジウムとして各職域（医療安全・感

染症看護専門看護師・薬剤師・臨床検査・療育関連）からの対策についての講演をいただくこととした。

コロナ禍における国立医療に求められる 安全管理体制とは — 感染管理認定看護師、 医療安全管理者の立場から —

国立病院機構東京医療センター 医療安全管理部
医療安全管理係長 福元大介氏からは、コロナ禍における国立医療に求められる安全管理体制とは—感

国立病院機構さいがた医療センター 脳神経内科 †医師
著者連絡先：下村登規夫 国立病院機構さいがた医療センター 院長 〒949-3193 新潟県上越市大潟区犀潟468-1
e-mail : shimomura.tokio.wv@mail.hosp.go.jp
(2021年12月13日受付, 2022年2月25日受理)

Urgent Planning 'Beyond COVID-19 and after That' Special Symposium 2

Inspection of Functional in National Medical Center Around Spreading on COVID-19 : ICN and/or Each Medical Working Area

Chairperson : Tokio Shimomura, NHO Saigata Medical Center

(Received Dec. 13, 2021, Accepted Feb. 25, 2022)

Key Words : COVID-19, medical safety management, certified nurse specialist in infection control (ICN), pharmacist, clinical examination

染管理認定看護師，医療安全管理者の立場から—という内容で講演があった。

国内発生初期は新型コロナウイルスに関して未知の部分が多く，感染症対策について知見も少なかった。そのような状況下でもわれわれ医療機関には，良質な医療を提供するために常に高い感染管理体制すなわち安全管理体制が求められている。また，公的医療機関であるわれわれ国立医療が継続的かつ安定的に医療を提供することが地域の医療を守ることに直結することはいうまでもない。さらにクルーズ船への対応，検疫所等への医療従事者の派遣等も自施設の安全管理体制が確立されていなければ行えず，院内の体制確立は非常に重要なミッションである。現在，医療安全管理部門の医療安全管理者として院内の医療安全管理業務と感染管理業務を専従看護師とともに担当している。感染管理認定看護師の新型コロナウイルス感染症に関する業務は診察，入院エリアのゾーニングや動線の設定，各種対応マニュアルの作成や周知，个人防护具等の着脱手順の指導，クラスター防止の観点からの職員の体調不良者管理，現場での感染予防対策の実践状況の確認等，医師や各職域と連携しながらであり，非常に高度で多岐にわたる。感染管理認定看護師が専門家として上記の業務を施設内で実践することが安全管理体制の確立に非常に重要である。また，実践できるよう組織，医療安全管理部門として支援することが重要である。本シンポジウムでは，これまでの自身の活動を通してコロナ禍における感染管理認定看護師と医療安全管理者としての活動を振り返り，これからの国立医療に求められる安全管理体制についての講演があった。

ポストコロナに向けたインフェクション・コントロール・ナースの活動のパラダイムシフト

国立病院機構西埼玉中央病院 感染症看護専門看護師 (ICN) 坂木晴世氏からは，ポストコロナに向けたインフェクション・コントロール・ナースの活動のパラダイムシフトという演題で講演があった。

筆者らは，公的医療機関として，最前線で未知の感染症患者を受け入れなければならない使命をもつ。一方で，他国における医療従事者の感染／死亡例の多さを考慮すれば，スタッフを丸腰で患者に対峙させることはできない。感染管理担当者は，常に

国際感染症の発生を想定しているが，想定を超える个人防护具の枯渇，患者の急増や未発症者の感染性などによって，国内発生初期の医療現場では苦戦を強いられていたと考える。現在，筆者は埼玉県新型コロナウイルス感染症専門家会議の一員として，埼玉県の医療体制や感染対策について意見を述べる役割を担っている。県行政の方針に，看護師のバックグラウンドをもつ者が専門家の立場で発言する機会を得ることは重要である。なぜなら，われわれは病院の感染管理を担っているが，感染者を減らすという予防策への貢献も可能な専門家だからである。ポストコロナの社会をコントロールしていくには，自施設の感染管理に主眼を置いた守りの活動から，地域社会をカバーした攻めの活動へのパラダイムシフトが求められる。本シンポジウムでは，これまでの自身の活動を通して，パンデミック下の国立医療におけるインフェクション・コントロール・ナースの活動を検証し，今後の展望についての示唆をいただいた。

COVID-19 に対する薬剤部の対応

国立病院機構東京医療センター 副薬剤部長 森達也氏からは，COVID-19 (感染対策チーム) に対する薬剤部の対応という内容で講演があった。

2020年1月17日，前日のCOVID-19国内初感染者の報道発表を受けてICT (感染対策チーム) から全職員に向けて，「武漢での肺炎に関する注意喚起」が出され，COVID-19 対応フローチャートが作成された。この日より東京医療センターにおけるCOVID-19に関連する対応が始まり，薬剤部の部員も総力で対応し続けている。薬剤部では職員の安全確保と各部署の機能継続を念頭に置きながら，院内の感染症対策，多部署との連携，COVID-19治療薬の確保，処方プロトコルの作成と処方医の支援，患者支援と副作用モニタリング，保険調剤薬局との連携などを院内の状況に合わせて行ってきた。多部署との連携は，COVID-19ワーキンググループにメンバーとして参加し，院内の状況に応じて病棟薬剤師の編成変更や院内の行動制限などを行ってきた。治療薬については，初期に用いた治療薬にはCOVID-19に対する適応がないため，多施設臨床研究への参加や院内の未承認新規医薬品等評価委員会に諮り，承認を得ることで院内での投与を可能にし，感染を担当する薬剤師は，感染症専門医と共に治療プロトコルを作成し院内へ配信，治療薬に対する考

え方を統一させた。また、オンライン再診については、医事室と共に薬剤部も主体となりプロトコールを作成し運用を行い、保険調剤薬局との連携により感染者との接触の機会を減少させている。これらのほか、帰国者収容先への派遣など対応は多岐にわたった。対応の大部分は、COVID-19アウトブレイクの第1波が収束するまでに確立することができたため、第2波では大きな混乱なく対応できている。しかし、次の波はインフルエンザ感染症と重なることも想定され、先のみえない状況下でより一層困難な対応が迫られるだろう。

COVID-19で求められる国立医療の検証 —臨床検査部門—

国立病院機構東京医療センター 臨床検査科 検査技師長、渡邊清司氏からは、COVID-19で求められる国立医療の検証—臨床検査部門—という題名で講演があった。

日本国内においてCOVID-19が急速に拡大するにつれ、感染を疑う患者のほかにも、院内で発生したクラスターに迅速に対応するため、自施設でのPCR検査が強く求められるようになった。しかし、当初、COVID-19の検査については、ごく一部の施設を除いて^{すべ}なす術がなく、多くの施設はPCR検査を実施するまで数カ月を要した。日常業務でPCR検査に携わっているながら、何が問題だったのか。喫緊の課題は検査能力の拡充であることに疑いの余地はないが、これを機に将来発生しうる新興感染症への備えも、体制として構築しなければならない。一方で昨今の法改正により、臨床検査技師を取り巻く環境は大きく変わった。たとえば鼻咽腔からの検体採取が可能となったほか、医療機関が実施する検体検査や遺伝子関連検査に対して、精度を確保するための要求事項が法的に規定された。かねてから遺伝子関連検査の時代が到来すると予見しながら、この分野を日常業務として取り扱っている施設は少数に過ぎない。発想の転換がピンチをチャンスに変えるならば、COVID-19による一連の経験は、遺伝子関連検査という新たな分野に挑み、自ら取り込んでいく絶好の機会となりうる。シンポジウムではCOVID-19に対する検査部門の取り組みを検証するとともに、関連する課題についてさまざまな角度から掘り下げつつ、未来志向で対応策を探っていきたい。

新型コロナウイルス感染症対策の一環「院内感染予防の強化として—CT in BOX 設置の紹介」

国立病院機構高崎総合医療センター 診療放射線技師長 笠原一氏からは、新型コロナウイルス感染症対策の一環「院内感染予防の強化として—CT in BOX設置の紹介」という内容で講演があった。

【背景・目的】感染患者や他の患者が安心して医療が受けられるためには院内感染の予防対策が急務となる。感染予防する必要と運用での負担が高まるばかりで、医療現場はひっ迫した状況に陥った。新型コロナウイルス院内感染予防対策の一環として動線の確保が必要となった。【既存CT検査における問題点】・患者の撮影までの事前準備が必要となる。・検査待ち患者を一時的に回避し動線の確保が必要となる。・他職種の応援・協力が必要となる。・検査終了後、撮影室内の消毒・換気が必要となる。・一般患者への検査障害を防ぐ必要がある。【検討・対策課題】・隔離された場所での設置が可能であること。・患者と医療従事者の動線を完全に分離し、一般患者との接触を避けることができること。・院内での新型コロナウイルスの感染予防対策強化として活用できること。・一般患者との接触を避けて診察ができること。高崎総合医療センターにおける撮影状況は、5月25日の「緊急事態宣言」の解除とともに、CT検査が増加傾向となり院内感染拡大を早期に防ぐ体制を構成することが必要である。【効果】・PCR検査だけでなく、CTによる迅速な補助的な画像診断が可能となった。・院内感染が排除され、感染予防対策強化が図れた。・高崎市の第二種感染 指定医療機関の役割を果たしている。・CT検査の有用性が高まり近隣の地域医療機関の要請にも速やかに対応することが可能となった。・長期化を見据えての更新が可能となる。

COVID-19で求められる国立医療の検証 全国児童指導員協議会からの報告

国立病院機構あきた病院 療育指導室長 鈴木司氏からは、COVID-19で求められる国立医療の検証 全国児童指導員協議会からの報告という内容でご講演があった。

児童指導員は、国立病院機構における障害者総合支援法、児童福祉法に基づく入所、通所サービスをマネジメントするサービス管理責任者、児童発達支

援管理責任者の約半数を担当している。また、重症心身障害病棟、神経難病、筋ジストロフィー病棟に入院する患者に対して、重症心身障害児（者）、神経難病、筋ジストロフィー患者一人ひとりの年齢・状態に応じた支援、家族交流支援、権利擁護、虐待防止、地域連携等、福祉専門職として社会・生活モデルの視点に立ち、多面的な支援を行っている。COVID-19感染流行により、当機構では、各県のCOVID-19感染警戒レベルに応じた院内行動レベルを策定し、各種感染対策が講ぜられることになり、障害者総合支援法に基づく福祉マネジメント、本人の意思に配慮した支援、国立病院機構第4期中期目標に掲げる充実した療養介護サービスの提供、在宅支援等に取り組む上で、下記の課題が生じている。1. 個別支援計画の作成プロセスにおいて、成年後見人やご家族に直接面談ができず、意思表示が困難な患者の「想い」に耳を傾ける環境をどのように構築していくか。2. 他病棟との交流制限がある日中活動において、活動の質をいかに担保していくか。3. 面会制限により生じた患者ならびに家族の心理的不安へどのように対応していくか。4. 外部との交流制限によるボランティア受け入れ、地域交流行事の見合わせ等への対応。5. 通所、短期入所利用見合わせによる在宅患者の孤立化をどのように防ぐのか。これらの課題について、あきた病院ならびに他施設の取り組みを振り返り、COVID-19流行下における社会・生活モデルに立脚した支援について考察する。

COVID-19 で求められる国立医療の検証 —保育士の立場から—

国立病院機構千葉東病院 主任保育士 片桐有佳

氏からは、COVID-19で求められる国立医療の検証—保育士の立場から—という内容で講演があった。

今回のCOVID-19における対応では、保育士が関与する重症心身障害病棟、筋ジストロフィー等筋疾患病棟、通所支援事業、短期入所事業、相談支援事業、小児病棟等で、これまでと変更せざるを得ない状況が発生している。それぞれの関係部署で利用者の生活を守り、サービスを低下させない取り組みについて、複数病院からの情報を得ながら実践した内容について報告し、浮き彫りになった課題や解決に向けての対応を報告した。利用者の日中活動支援と家族支援について、COVID-19に対応した変化と今後のあり方について報告した。

おわりに

いずれの講演者も、今後のCOVID-19の日本での感染拡大に備えるべく、活動すべきであり、そのためには、縦割りの壁のある連携ではなく、病院職員全員が一体となった真の壁のない連携の必要性を求めていることが明確になったといえる。

著者の利益相反：本論文発表内容に関連して申告なし。

[文献]

- 1) 第74回国立病院総合医学会抄録集. https://site2.convention.co.jp/74nms/syoroku/74nms_syoroku.pdf